

241-1371
令和3年12月23日

(別 記) 殿

宮崎県福祉保健部長
(公 印 省 略)

後期高齢者医療広域連合及び市町村が実施する「高齢者の保健事業と介護予防の
一体的実施」に係る協力依頼について

日頃から本県の福祉保健事業に対しまして御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高齢化が進行する中、特に75歳以上の後期高齢者においては、複数の慢性疾患に加え、
認知機能や社会的なつながりの低下といったフレイル（虚弱）状態になりやすい等の特性があ
ることから、疾病予防と生活機能維持の両面にわたる健康支援が重要な課題となっております。

このような課題に対し、市町村が保健事業と介護予防の事業に一体的に取り組めるよう法整
備が行われ、令和2年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」（以下「一体的実施」
という。）の取組が施行されました。

つきましては、下記について御承知おきいただきますとともに、宮崎県後期高齢者医療広域
連合（以下「広域連合」という。）又は市町村から地域の医療機関、医療関係団体、医療専門職、
その他の団体（以下「医療機関等」という。）へ依頼があった際には、御協力を頂きますよう貴
会員への御周知を何卒よろしく願いいたします。

記

1 一体的実施の概要

別紙資料のとおり

2 国の方針・目標

令和6年度までに全ての市町村において一体的実施に取り組むこと

3 宮崎県の状況

広域連合から市町村へ事業を委託する形で取組が始まっており、令和3年度は以下の11の
市町において一体的実施の取組が行われています。

- ・都城市、延岡市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、新富町、高千穂町、日之影町、
五ヶ瀬町、美郷町

既に一体的実施を行っている上記の市町においては、地域の医療機関等と連携した取組を
行っておりますが、今後さらに医療機関等との連携が必要な事例が増加すると見込まれます。

4 協力依頼内容

一体的実施においては、市町村が地域の医療機関等と連携して取り組むことが重要です。そのため、市町村から地域の医療機関等に対し、以下のような協力依頼をさせていただくことがございます。

- ・一体的実施の具体的な事業メニューや事業全体に対する助言・指導
- ・高齢者に対し訪問指導を行う際の専門医との連携方法について、協議・情報共有をさせていただくなど

5 参考

厚生労働省ホームページ「高齢者の保健事業について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/hokenjigyou/index_00003.html



(文書取扱 国民健康保険課)

指導担当	児玉
T E L	0985-26-7063
F A X	0985-44-2609
E-mail	kokuho@pref.miyazaki.lg.jp

別記

公益社団法人宮崎県医師会長
一般社団法人宮崎県歯科医師会長
一般社団法人宮崎県薬剤師会長
公益社団法人宮崎県看護協会会長
公益社団法人宮崎県栄養士会長
一般社団法人宮崎県理学療法士会長
一般社団法人宮崎県作業療法士会長
一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会会長
宮崎県言語聴覚士会長
宮崎県歯科衛生士会長
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会長
公益財団法人宮崎県老人クラブ連合会長
公益財団法人宮崎県健康づくり協会理事長